

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 西尾市立米津保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 岩本 麻里	定員（利用人数）： 214名（158名）	
所在地： 愛知県西尾市米津町天竺桂72番地1		
TEL： 0563-57-3696		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和16年 8月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 西尾市		
職員数	常勤職員： 16名	非常勤職員： 22名
専門職員	(園長) 1名	(看護師) 1名
	(主査) 1名	(調理員) 5名
	(保育士) 27名	(事務職員) 2名
	(保育補助) 1名	
施設・設備の概要	(居室数) 11室	(設備等) 調理室・遊戯室・医務室
		園庭・プール

③理念・基本方針

★理念

児童福祉法39条に基づき、保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進していきます。

<目指す子ども像 心身ともにたくましく健やかな子ども>

★基本方針

- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の個性を大切に愛情豊かな保育をします。
- ・地域や家庭との連携を図り、信頼関係を築くとともに保護者への支援に努めます。
- ・職員の資質向上及び職員間の連携を図り、保育内容の充実に努めます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- 安全で安心な環境のもとで一人一人の子どもの気持ちに寄り添い、子どもたちの主体性を育てています。
 - ・子どもたちの個性を大切に保育で、子どもたちの生きる力の根っこの部分を育てています。
 - ・子どもたちが自発的、意欲的に関わり遊びたくなる環境構成を整え、遊びからの学びを大切にしています。
 - ・体を動かして遊ぶ心地良さを味わっています。
- 家庭とともに子育てをします。
 - ・保護者の声に耳を傾け、悩みや不安がある場合は時間をとってゆっくり話をする機会を作っています。
 - ・新型コロナウイルス感染予防対策をしながら、保育参観、運動会、発表会など子どもたちの姿を見ていただけるようにしています。
- 地域とのつながり
 - ・地域の方の協力を得て、野菜作りをしています。野菜を作り味わうことで、地域の方への感謝の気持ちや食の大切さを学んでいます。
 - ・よねづつ子を年4回発行し、米津小学校区に回覧し保育園の保育内容や活動を知ってもらっています。
 - ・米津小学校区コミュニティ推進協議会の会議には園長父母の会長が出席し、園の状況を伝えるとともに、地域のことについても知り考える機会となっています。
 - ・米津小学校と交流の機会をもち、小学校への滑らかな移行が出来るように、小学校の先生方にも配慮、協力をしていただいています。
- 保育のICT化
 - ・hugnoteを導入し、登降園が管理できる。園からの通信やポスター給食の献立を配信し保護者に届けることが出来て、保護者からも楽しみにしているという声を頂きました。
 - ・LoGoチャットを活用して、保育の環境の紹介、連絡事項等情報共有の場にしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 7月29日(契約日) ~ 令和 5年 6月 7日(評価確定日) 【令和 5年 1月20日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2回 (平成29年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の質の向上に向けた取組み

園長は保育の質の向上には、園の努力目標である「安全で安心な環境の下で一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い子どもたちの主体性を育てていく」の達成が大切であると認識し、職員間のコミュニケーションを円滑にして、チームワークによる保育実践に取り組んでいる。園内研究の実施や、園長・主任からのアドバイスの他、他のクラスの保育内容を参考に、職員自らが考え、指導計画の作成から実施、評価・改善を繰り返し、保育の質の向上に取り組んでいる。

◆配慮の必要な子どもへの関わり

障害を持つ子どもや医療的ケア児、アレルギー児、既往症のある子ども、外国籍や外国にルーツを持つ子ども、家庭に支援の必要な子ども等、配慮の必要な子どもが多いが、家庭との連携を図って保護者や子どもに寄り添い、一緒に子育てをしようと呼びかけている。職員のその姿勢が子どもにも反映し、子ども同士も良い形で自然にお互いを受け入れている。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

中・長期計画は、3年・5年後の園長の「園のあるべき姿」を明確にした目標が必要であり、単年度の事業計画は、中・長期計画に基づく今年度の実行計画と位置づけられる。事業計画の主要な項目には、担当者や活動評価できる基準（数値目標や達成度合い）を明確にして取り組むことが望ましい。

◆保護者への情報提供

健康診断の結果は、保護者へは「異常がなければ通知はしない」と伝えている。しかし、今回の保護者アンケートでは「健康診断の結果が知らされていない」という意見があった。園の意図が、保護者に正確に伝わるように「ハグノート」や「園だより」を有効に活用することを期待したい。保育内容について、乳児は「連絡ノート」で、幼児にはホワイトボードの掲示で伝えている。さらに「よねぶっこ」や「年齢だより」等でも情報を提供しているが、個人情報に配慮した上で、保育場面の写真やその時の子どもの育ちについて、保護者に伝えることが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審するにあたり自己評価をすることで、園の実態を再認識し、職員で共通理解することができました。充足しているとは言えない人員配置の中、チームワークを大切に保育に取り組んできたことを評価していただきうれしく思います。ご指導いただいた「中・長期の目標」を明確にし、3年後、5年後に達成してよりよい保育園となるよう、職員一同力を合わせてがんばります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 市の保育理念を基にした園独自の保育目標を策定し、職員室内に掲示している。職員会議で唱和することで職員への理解浸透を図り、日々の保育や園内研究を通して子どもの「主体性を育む保育」を実践している。園の運営方針はリーフレットに明記され、保護者や入園希望者にも配付している。園の保育の状況は、YouTubeを活用して配信もされている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 市の社会福祉事業全体の動向は、研修や毎月の園長会での情報交換などを利用して把握している。幼児の数が減少傾向にある中、乳児の入園希望は増加しており、次年度は1歳児クラスを1クラス増やす準備を進めている。園を利用する子どもは定員の7割程度に留まっているが、園見学や園庭開放、隣接する子育て支援センターとの連携から、保護者の直接的な保育ニーズの把握・分析に努めている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> 園運営に関する内部の課題（職員不足、職員の育成、ICT化対応、施設設備の改修等）と外部の課題（外国籍の子どもの増加、災害対策等）について、園長が把握して対応している。課題については市の園長会等でも検討され、得た情報は職員会議やチャットツールを活用して職員周知を図っている。取り組むべき経営課題は、中・長期計画や単年度計画に落とし込み、優先順位をつけて対応することが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 現状の課題を人材育成や地域交流、安全・防災対策などにカテゴリー分けして、中・長期計画が策定されている。中・長期計画には活動するに際して、3年後・5年後の「園のあるべき姿（園長の思い）」を明確にしておくことも大切となる。活動する目的や内容のほか、活動の達成度合いなどの目標も明記しておくことが望まれる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 中・長期計画を基に、各活動項目別に年間の個別活動計画が策定され、職員の意見も反映させながら見直しを行っている。単年度の事業計画は中・長期計画の単年度の活動計画でもあり、期間も1年間と限定されているため、活動を評価するための基準（数値目標や達成度合い）を明確にしておくことが望ましい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 中・長期計画は職員室に掲示され、職員は常に目にすることができる。単年度の個別活動計画は、個々に職員会議等を利用して周知し、実施状況の把握や評価・分析、反省を行い、必要に応じて次年度での改善を図っている。活動状況の共有に関しては、時短勤務職員などの情報共有、情報収集が難しい面もあったが、チャットツールの活用などで改善が図られている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画は、保育・行事に関する事項を中心に、その目的等の個別計画の概要を事前説明会や入園式、運動会や保育参観など、保護者参加行事の際に説明を行っている。説明資料は、写真や動画なども利用して、より分かりやすくしており、保護者の関心を高める工夫もしている。外国にルーツを持つ子どもも多く、保護者とは通訳や携帯翻訳機などを活用して個別に対応し、理解浸透に取り組んでいる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 園長は、保育の質の向上には、園の努力目標「安全で安心な環境の下で、一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い、子どもたちの主体性を育てていく」の達成が大切であると認識し、職員間のコミュニケーションを円滑にして日々の保育にあたっている。園長・主任からのアドバイスの他、他クラスの保育内容を参考にし、職員自らが考え指導計画の作成から実施、評価・改善を繰り返し、保育の質の向上に取り組んでいる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 第三者評価は5年前に受審しているが、園長・主任は交代しており、新たな保育サービスの実施や課題改善に取り組んでいる。今回の第三者評価に伴う自己評価においても、問題点や気づきを得て具体的な改善への取組みが検討されている。実施項目については、必要に応じて事業計画にも反映させ、組織的・計画的な改善活動に繋げていくことが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	①	・ b ・ c
<コメント> 「保育園職員のあり方」や「運営規程」に、園長や各職員の役割や責任が明記され、年度初めの職員会議で、また年度途中の入職職員に対しては都度、説明・周知されている。有事（災害・事故等）の対応に関しては、各対応マニュアルを基に対応手順のフォローチャートが各所に掲示されている。園長不在時の権限委任も各手順に明記され、避難・防犯訓練を園長不在で実施するなど、職員への理解浸透に努めている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	・ ② ・ c
<コメント> 順守すべき法令・指針等は「法令関連リスト」で一覧表化されている。園長が保育関連法令を中心に研修やセミナー参加により情報収集し、個人情報や労働関連法令なども保育雑誌やインターネットで把握し、必要に応じて資料を回覧する等、職員周知を図っている。法令や指針の改定は、各種マニュアルや手順の見直し機会ともなるため、改正時期や改正内容なども確認しておく工夫が望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①	・ b ・ c
<コメント> 園長は「保育の質の向上」には、職員同士がチームとして認め合い、協力・支え合って子どもや保護者に関わることが不可欠であると認識している。正規職員・会計年度任用職員を問わず、日々の保育や定期的な面談を通して、職員個々の取組みを認めたり課題をともに考えたりし、チャットツールを活用して意見・提案を吸い上げて園全体としての保育サービスの質的向上に取り組んでいる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	・ ② ・ c
<コメント> 市の取組みとしてICT化を推進し、保護者や職員の負担軽減を図るとともに、保育サービスの向上に務めている。慢性的な人員不足の中、職員一人ひとりの「空けることのできる時間」の管理や不要な作業の見直しを行って事務時間を確保をするなど、職員の協力を得ながら業務の実効性確保を図っている。ICT導入により、保育以外での業務も発生しており、職員全体でフォローできる体制づくりが望まれる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	・ ① ・ c
<コメント> 毎秋、職員の次年度の就業意向を調査し、欠員が生じる場合には市へ人材確保を要請している。離職防止研修なども受講し、離職防止に努めているが、年度途中で産前産後休暇や育児休業の取得などで、慢性的な人員不足となっている。職員や縁故を辿っての紹介や応募の要請などを、継続的に行っている。子どもの安全を確保するためにも、継続的に園の現状を市に訴え、適正な人材確保を図って行くことが望まれる。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	・ ② ・ c
<コメント> 期待する職員像は、市の職員の手引きや「保育園職員のあり方」に明記され、年度初めの職員会議等の機会を利用して職員に周知している。正規職員は、年度目標を管理する「成果評価シート」や「能力取組みシート」を基に定期的に個人面談を行っている。キャリアパスに基づいた目標設定とするなど、職員を育成するための運用が望まれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>園長は職員の有給休暇の取得や時間外労働などを管理し、職員の就業状況を把握している。人員配置が十分ではない中、各クラス特有の業務負荷については、会計年度任用職員やフリー保育士などの協力で補完している。園長・主任は、常に職員の心身の状態に気を配り、職員が心身共に健康な状態で保育できる環境づくりに努めている。課題としては、市へ要請して適正な人員を確保し、就業環境の改善を図ることが望まれる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりが「成果評価シート」を用いて年度目標を設定している。日々の保育実践での見守りやフォロー、アドバイスなどの他、定期的な個人面談により、個人目標の進捗状況の確認や活動評価・反省を行い、次年度への目標を設定することで人材育成を図っている。教育・研修への参加履歴は個人記録として管理しており、他園への異動があっても引き継いで管理できる仕組みが構築されている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>経験年数に応じた研修、専門的な知識・技術習得の研修など、多岐にわたる研修カリキュラムを含んだ年間研修計画が策定され実施されている。研修内容については、受講後のレポートなどを参考に、園長会の研修部会などで検証され、必要に応じて見直し・改善が行われている。今後は、障害や医療的ケアの必要な子どもの受入れを考慮した研修計画を検討していくことが望まれる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>新任職員は、1年間を通じて市の研修計画に基づいた初任者研修を受講している。新任職員が担当するクラスについては、主任や他クラスの先輩職員が常にフォローできる態勢が取られている。市の研修の多くは集合研修の形で行われるため、人数制限があるが極力参加できるよう配慮している。外部研修などの案内は、回覧や声掛けにより受講を促している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市を窓口として、毎年、保育士や看護師の養成校から実習生の受入れを行っている。受入れに際しては「実習生受入れマニュアル」が整備され、職員会議や実習を担当する職員との打ち合わせを通して、実習プログラムの確認や注意事項などを含めた実施事項の確認を行っている。実習生受入れは、実習を担当する職員の保育の振り返りの機会にもなり、有効な人材育成の機会ともなっている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページやリーフレット、YouTubeなどを活用し、保育理念や保育内容などを公開している。地域に対しても3ヶ月ごとに活動情報誌「よねづっこ」を回覧し、園の催しや活動状況を広報している。各種苦情・相談に対しては都度、適切に対応し「園だより」や園内での開示、地域に対しては町内会長を介して広報するなど、園の運営・活動への理解浸透を図っている。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育園職員のあり方」に、園長や職員の役割・責任並びに権限が明記されている。市の「予算執行マニュアル」に沿った適正な予算執行・事務処理が行われ、定期的な自己点検により内部不正防止が図られている。原則、現金取引は行わず、必ず証跡の残る取引を行っている。県の監査を年1回、市の監査を4年に1回受け、指摘事項に関しては速やかに対応改善し、適正な園運営に努めている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> コロナ禍で地域との人的交流が難しくなっているが、方法を変えて関係が途絶えないように工夫している。隣接するふれあいセンターで、毎月子どもたちの作品展示を行ったり、フェスティバルへの参加やクリスマスコンサートなど、地域や学校との交流継続を図り、地域イベントでの駐車場の開放など、地域貢献にも努めている。活動内容はホームページや「よねづっこ」で広報し、地域の理解・協力も得られている。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> 「ボランティア受入れマニュアル」を整備し、市を窓口としてボランティアの受入れを行っている。小学校の「街探検」受入れなど、学校との連携も継続されている。保護者がボランティアとして、ウクレレの演奏会を催したこともある。園の畑の管理は地元の高齢者が担い、子どもと一緒に野菜を育てて収穫するなど、多岐にわたるボランティアの受入れがあり、子どもが異年齢の人と交流できる機会としている。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 関連機関・団体は一覧表化してあり、職員会議を通して説明されている。未就園児に関しては、隣接する子育て支援センター、配慮の必要と思われる子どもに関しては療育支援センター、虐待・ネグレクトが疑われる場合には市の担当部署を介して児童相談所など、それぞれの状況に応じて関連機関と連携した対応・フォローが取れる体制が整えられている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 米津小学校区コミュニティ推進協議会が3年振りに開催され、自治会長や民生委員児童委員とも情報交換することで、地域の課題の共通認識ができた。隣接の子育て支援センターを利用する未就園児の保護者や園庭開放・園見学の保護者からも子育てに関する悩みや相談を受け、福祉ニーズの把握につなげている。園の役割としての福祉ニーズの把握には、情報収集のチャンネルを増やしていくことが望まれる。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 延長保育や園庭開放の他、現在は医療的ケアの必要な子どもの受入れを行い、健常児と一緒に保育を行っている。配慮の必要な子どもの他、育児に不安のある保護者に対しても適切な支援・フォローに取り組んでいる。災害時のBCP（事業継続計画）は市管轄で作成されている。園での役割や園の資源（保育士）を活用した保護者の早期職場復帰支援を検討するなど、市を含めた関連機関との調整が望まれる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」に理念や基本方針が明示してある。職員間では保育理念、運営方針が記載されたリーフレットを読み合わせている。具体的な保育目標も職員室の壁面に掲示され、常に確認できるようにしている。外国籍や外国にルーツを持つ子どもや医療的ケア児もいるが、お互いに尊重する心を保育者が行動で示し、保護者も理解を示している。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>園で作成した「保育園職員としてのあり方」とのマニュアルの中に、プライバシー保護や虐待についての記載がある。虐待については市の家庭児童支援課のマニュアル「子どもを守るための連携について」があり、職員間で周知されている。プライバシー保護のマニュアルに、排泄や着替えなどの保育の具体的な場面での配慮事項を明文化されることを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉘ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園を紹介するリーフレットは、市役所保育課や子育て支援センター、地域のふれあいセンター等に設置してある。園の見学希望者には新型コロナウイルス感染症に留意して、保育室外や園庭など、感染が防止できる範囲で受け入れている。利用希望者には個別に話をする時間も作っている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉙ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の開始に際しての留意事項を「重要事項説明書」を用いて入園式、進級式で保護者に説明している。保護者は「重要事項に関する同意書兼契約届」を記入して提出している。外国籍の保護者も多いため、説明にはポケットーク（A I 通訳機）や通訳の職員を活用し、保護者が内容を理解できるよう配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉚ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所の変更にあたっての継続性については「保育園職員としてのあり方」に「サービスの継続性マニュアル」があり、手順と引継ぎ文書を定めている。園の利用が終了した時に子どもや保護者に対し、その後の相談方法について説明はしているが、内容を記載した文書を作成して渡すことが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉛ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者満足に関するアンケート調査は、園行事（保育参観、運動会、発表会、楽器演奏会、年長親子の会等）の後にいき、集計した結果を分析して改善に向けて取り組んでいる。今年度はハグノート（保護者通信アプリ）を導入したが「園からの便りを紙媒体でほしい」との保護者からの要望があり、希望者には紙媒体で渡せるように改善した。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整備され、苦情解決の仕組みを書いたポスターが、送迎の際に保護者の目につく玄関に掲示されている。意見箱（苦情回収）、苦情記入カードも玄関に設置している。苦情相談があった際には、園長、主任への報告を迅速に行い、内容により職員会議で検討して改善に向けている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者が相談しやすいように、保護者の予定に合わせて日程を調整している。相談や意見を園に述べる際に、複数の方法があることや相談相手を自由に選べるなどを伝えている。相談は保護者のプライバシーに配慮し、他の保護者の視線から外れた空き部屋や遊戯室をパーティションで仕切って行っている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育園職員としてのあり方」の中に「意見対応マニュアル」があり、意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討について定められている。保護者からの相談や意見は、すぐに園長、主任に報告され、職員会議で検討する体制がある。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>事故発生時の対応についてのマニュアルがある。水遊び、プール活動の前には、マニュアルを確認している。保育場面ごとの責任者が明確になっており「開園時間中の決定権限順位」の一覧表が職員室に掲示してある。ヒヤリハット事例は毎週振り返りを行い、危険度の高い事例は緊急で会議やチャットツールにより職員間で共有している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>養護担当の看護師が配置されており、責任と役割が明確になっている。マニュアルは「保育園職員としてのあり方」の中に「感染症対応マニュアル」や「健康管理マニュアル」があり、年に1度、職員で見直しを実施している。感染症発生時の保護者への情報提供は「きずなネット」でメール配信されている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の防災計画に沿い、災害時の対応を決めている。園の立地条件から、近くを流れる朝鮮川の氾濫による園舎の浸水を想定して、標高が低い保育室は遊戯室のステージや標高の高い保育室に避難するよう定めている。情報を早く得るために「緊急地震速報機」を備えている。非常食や非常用の備品類は給食室で保管しており、職員が「備蓄リスト」を作成して管理している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>指導計画案やデイリープログラムで、標準的な実施方法を文書化している。しかし、具体的な場面ごとの標準的な実施方法が明確になっていない。今後は、経験の少ない職員にも実施方法が理解できるように工夫されることを期待したい。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 保育の標準的な実施方法は、指導計画作成の会議で、毎週、毎月見直しを実施している。最近の見直し事例としては、従来、嘔吐物で汚染された子どもの衣類は、洗わずに家庭に持ち帰る方法をとっていたが、保護者からの意見を反映させ、他児の嘔吐物で汚染された衣類については、園で衛生管理に留意して処理した後、家庭に持ち帰る方法に変更した。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 指導計画は、毎月、毎週、担任が作成している。入園前の保護者との面接や日々の送迎時の会話、懇談会、行事後のアンケートなどで保護者のニーズを把握し、指導計画作成に反映させている。特別な配慮が必要な子どもや医療的ケア児、アレルギー児の対応も、保護者のニーズを踏まえ、専門機関の職員や園内の調理員、看護師と情報共有しながら指導計画を作成している。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 指導計画は、担任が毎週、毎月ごとに作成し、園長、主任が確認している。評価、記録、見直しも毎週、毎月行い、園長と主任が確認をしている。その際に、園長と主任が、指導計画のねらいや援助の方法が適切であるかを検証している。指導計画の評価、見直しの際には、地域や子どもの実態、家庭との連携を重視して実施している。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 保育の実施状況の記録は、様式が定まっておリ統一されている。内容の捉え方が職員により違っていることに気づき、書き方の参考となる「3歳未満児クラス運営案の記入について」と、幼児については「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を基本とすることとし、手順書の見直しを図っている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 子どもに関する記録は、鍵のかかる書庫で管理されている。管理するためのマニュアルとしては「保育園職員としてのあり方」の中に「個人情報保護マニュアル」がある。記録の管理責任者は園長であり、職員は年度当初に個人情報保護について説明を受け、個人情報の保護に関する「宣誓書」を提出している。保護者にも個人情報の取扱いについて説明し「個人情報使用同意書」を提出してもらっている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は、「保育所保育指針」の趣旨と保育理念「児童福祉法に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進していきます」を基に作成されている。その中に、運営方針、保育目標も具体的に記されている。地域や子どもの実態を職員で話し合い、年度末に次年度に向けての振り返りを行い「保育の全体的な計画」の見直しを実施している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育室の温度を、子どもの状態に合わせて調節している。具体的には、午睡直後は低めに、時間の経過とともに高めに施している。保育室によっては、日差しが強くエアコンが効きにくい場所があるため、扇風機を併用して過ごしやすい環境を作っている。午睡時は、子どもの表情や様子を確認することが可能な範囲で薄暗くし、音楽をかけて心地よい環境を作っている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員は穏やかに子どもに接している。子どもの話をよく聞くことを心掛け、一人ひとりを受容するよう努めている。子どもにも分かりやすい言葉を使って話し、視覚支援として絵カードや表示を補助教材として使用している。外国籍や外国にルーツを持つ子どもや医療的ケア児もいるが、子ども一人ひとりを受容し、状況に応じた保育を行っている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが脱いだ衣類のたたみ方が分かるよう、順序を絵で示している。子ども個々の持ち物置き（ロッカー）に、カラー帽子を入れるスペースが用意されている。手洗いの仕方が手洗い場に表示されているが、子どもの意識が向くような指導は行われていない。職員間で援助方法を見直すことを期待する。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に活動できることを願い、園内研究では「子どもが夢中になって遊ぶ保育を目指して」に取り組んでいる。ミニ電車は、地図を用意することにより、走らせることがより楽しくなっている。自動車の車内に見立てて椅子やハンドル用意したことで、子どものイメージが広がり、車の側面（ボディー）や屋根づくりが始まり、さらにドライブインごっこへと広がっている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児と1歳児は、1つの保育室をロッカーで仕切り、子どもの体に合わせた生活ができるようにしている。歩行に向けて這う経験が少ないという子どもの実態から、布団圧縮袋に風船を入れ、カラフルでフワフワとしたマットを準備している。子どもが興味を示すおもちゃが少ないため、今後は身近な物や廃材を活かしたおもちゃを、手作りすることを期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>1歳児は自我が育つ時期であり、自己主張の受けとめを大切にしている。2歳児は他害が増えているため、子ども同士の関りを職員が仲立ちしている。子どもの生活経験を活かし、ジュース屋やアイスクリーム屋の見立て遊びができる環境を用意している。しかし、子どもの興味は変化するため、子どもたちの興味に合わせて、見立て遊びの内容や室内のおもちゃを見直すことが望まれる。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 3歳児では、園に慣れて周囲が見えるようになり「友達が笑って自分も楽しい」、4歳児では友達を感じて「一緒にすることが楽しい」、5歳児はバルーンに取り組み、子どもの気持ちの中に「みんなでやるからバルーンが膨らんだり玉が跳ぶ」という喜びを感じる事ができた。このような年齢ごとの協同的な育ちを、日々の保育実践の姿に重ね合わせて保護者に伝える工夫を期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 車椅子を使用している子どもがいるが、建物や設備は支障なく使えるように整備されている。医療機関や専門機関から、適切な保育を行う上での必要な助言を受けている。保護者との連携は密にしており、行事への参加の方法や固定遊具の使用については、保護者の意見を参考にして、個別指導計画に取り入れて支援している。子ども同士が相手を理解しあい、自然にお互いを受け入れている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 長時間保育は、落ち着いて生活できるように、0～1歳児、2歳児、3歳以上児を別々に保育し、さらに3歳以上児は異年齢混合の2クラスに分けて行っている。保育士間の引継ぎが確実にできるよう「引継ぎファイル」の項目を工夫している。今後は、保育室の中で家庭的にゆったりと過ごせる場所の確保を期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 米津小学校を主として交流をしている。「幼保小連携年間予定表」があり、ほぼ毎月、交流の予定がある。小学生が園庭に置くプランターの花を届けてくれたり、年長児が小学校の校庭にチューリップの球根を植えに行くなど、お互いを身近に感じられる交流がある。配慮を必要とする子どもに関する連携は、お互いに園と小学校での生活を見学し、情報を共有している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「保健衛生計画」に基づき、健康管理を適切に行っている。既往症（心臓・甲状腺・視力）のある子どももおり、保護者からの情報を意識して得るようにしている。保護者アンケートの中に「健康診断の結果が、園から伝えられていない」という意見があった。今後は、保護者に分かりやすい形で健診結果を伝えることが望まれる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 定期的に健康診断、歯科健診を行い、定められた様式に記録している。「保健衛生計画」の6月には、歯の大切さに気づかせるなど、歯磨きの指導が位置付けられている。年度末には、1年間の身長成長を「何センチ大きくなったのか」目で見て分かるように知らせ、健康な生活の大切さに気づかせている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー疾患により、除去食の対応をしている子どもが9人在籍しており、その内1名はエピペンを預かっている。除去食は他児と食器の色を変えたり、除去食のある時は赤いプレートで給食人数を伝えるという工夫をしている。市の作成した「食物アレルギー児対応マニュアル」により対応している。職員は、エピペン練習用トレーナーを使って訓練を行っている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 市から栄養士が来園し、栄養教室を開催して食べ物と栄養について話し、子どもに「食」への興味付けをしている。コロナ禍のために黙食をしているが、パーティーに花をつけ、食事の雰囲気を楽しめるように工夫している。畑で収穫したサツマイモを蒸し、ケーキにしておやつとして食べる「おいもクッキング」を行っている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 毎月、残食の調査記録、検食簿、嗜好調査の結果等について、園長、主任、養護、調理員で給食会議を開いて検討している。月に1度は行事食を取り入れ、9月は月と星型のフルーツが入ったフルーツポンチを提供した。調理員が子どもの話を聞く機会がないため、今後は、子どもの食事の様子を観察したり、子どもが収穫した野菜を調理室に届ける際にコミュニケーションを図る等の工夫を期待したい。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 日々の保育の様子は、乳児（3歳未満児）は「連絡ノート」で、幼児（3歳以上児）はホワイトボードに記載して情報を伝えている。送迎の際にも、保護者に積極的に声をかけて連携を図っている。家庭の状況、保護者との情報交換は「育児相談月報」として記録している。育児相談は、毎月20件程度が記録として残っている。保育参観は年に1度行い、その情報を基に家庭と連携を図っている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 保護者の就労状況に合わせて相談ができるよう、職員が時間の都合をつけたり、電話で応じたりしている。懇談会の時間に関しても、保護者個々の状況や都合を考慮して設定している。相談内容により、園長、主任が同席したり、内容によっては専門機関につないでいる。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 在園している子どもで、家庭での虐待等権利侵害の疑いのあるケースが16件あり、児童相談所等の関係機関との連携を図っている。保護者の精神面を大切にし、職員が寄り添って話を聞いたり声をかけたりしている。職員間でもマニュアルの周知を図り、子どもの状態の確認や情報の共有に力を入れ「午前中の対応」を合言葉にして早期発見に努めている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画を作成する毎週、毎月の会議で、保育実践の振り返りを行っている。「自己評価シート」（「米津保育園保育内容について」）による自己チェックを、年に2回行っている。「人権擁護のためのセルフチェックリスト」（全国保育士会）も実施しており、各自の結果を分析して職員間で共有し、園の課題を抽出して改善につなげている。		